

外 国 人 留 学 生 の 在 留 資 格 に 関 す る 留 意 事 項 に つ い て

外国人留学生は、在留資格上の制約により、本学に科目等履修生として在学できる期間は1年間のみです。また他大学で科目等履修生として在学した場合、次年度に本学の科目等履修生になることを希望しても、出入国在留管理庁による在留資格の変更・更新の許可は非常に困難です。詳細は出入国在留管理庁にご確認ください。なお、登録した科目の履修授業時間が年間を通じて1週間に10時間に達しない場合は、「留学」の在留資格を取得できません。春学期だけでなく秋学期も、1週間に10時間以上(本研究科設置科目を合計週6科目以上)履修するように出願してください。

また、入学後学期の途中で在留資格を失い、在留期間の更新がなされなかった場合、履修中の科目であったとしても、海外その他の場所の如何を問わず、履修の継続が認められない可能性もございます。

なお、外国人留学生は、合格発表時まで有効な在留資格を有している必要があり、全ての入試の手続きは日本国内にいることを前提に行われます。

在留資格については事前にご自身で入国管理局に確認するようにしてください。
当研究科の科目履修が在留資格の取得・更新等を保証するものではありませんので、この点あらかじめご留意ください。

早稲田大学大学院法学研究科長 殿

私は、上記記載内容を充分に理解したうえで、大学院法学研究科において一般科目等履修生として履修を希望します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

直筆署名：
